

キルギス共和国内閣 国家知的財産イノベーション局 (Kyrgyzpatent) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料		附属書 KG. I
委 任 状		附属書 KG. II

略語のリスト

国内官庁：	キルギス共和国内閣国家知的財産イノベーション局 (Kyrgyzpatent)
KPL：	キルギス特許法 ¹

¹ キルギス特許法の条文はインターネット <http://patent.gov.kg> から入手することができる。

指定（又は選択）官庁 KG	キルギス共和国内閣 国家知的財産イノベーション局 (Kyrgyzpatent) 国内段階に入るための要件の概要	概要 KG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	キルギス語又はロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：キルギス・ソム（KGS）又はEUR若しくはUSD建の相当額 ² 出願手数料及び予備審査手数料 ³ …………… KGS 8,000 1個を超える各独立の請求の範囲についての 請求の範囲手数料 ³ …………… KGS 1,500 審査手数料 ⁴ …………… KGS 15,000 1個を超える各独立の請求の範囲についての 請求の範囲審査手数料 ⁴ …………… KGS 7,500 3年目の更新手数料…………… KGS 8,500	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	出願人が自然人又は非営利組織の場合には手数料が90%減額される。大祖国戦争参戦者又はそれと同等の者、及び「第1種」障害者は手数料支払が免除される。	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。
- 2 キルギスタン非居住者の場合には、National Bank of Kyrgyzstanが定める為替レートに従い支払日に適用される、ユーロ又は米国・ドルによる手数料の相当額を支払うことができる。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。この要件は、割増料が支払われることを条件に、当該期間の満了後から2箇月以内であれば引き続き満たすことができる。
- 4 書面で審査請求を行い、審査手数料を同時に支払わなければならない。

KG	キルギス共和国内閣 国家知的財産イノベーション局 (Kyrgyzpatent) (続き)	KG
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁵	出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡書 ⁶ 出願人がキルギスに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して弁理士として手続するために登録されている者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知受領の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

KG. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別な様式を用意していない。

KG. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PCT Rule 17.2(a)

KG. 03 優先権書類（翻訳文）

国内官庁は、審査で要求される特定のケースに限って、優先権書類のロシア語又はキルギス語への翻訳文を提出するよう出願人に要求する。提出されない場合、国内官庁は出願人に通知し、指定する期間内に優先権書類の翻訳文を提出するよう求める。

KG. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KG. I に概説されている。

KPL Art. 23

KG. 05 審査請求

国内官庁は特許の審査を行う。出願人から請求があると、国内官庁は実体審査を伴うか否かに関わらず、出願の審査を行う。審査請求は、国内段階移行日から30日以内に行わなければならない。所定期間内に請求されなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。

KPL Art. 17

KG. 06 代理

出願人がキルギスタンに居住していないければ、国内官庁に対する手続は代理人によらなければならない。いずれの出願人も、国内官庁に対して手続をする権限を有する弁理士が代理することができ、送達用あて名は通常ではその登録弁理士のあて名となる。登録弁理士の名簿は、請求に応じて国内官庁から、又は http://patent.gov.kg/?page_id=220 の国内官庁ウェブサイトから入手できる。

KPL Art. 28

KG. 07 付与手数料

特許付与の決定を出願人が受領してから2箇月以内に付与手数料を支払わなければならない。出願人が同期間内に付与手数料を支払わなかった場合には、遅延支払のための所定の割増料とともに、出願人は上記期間の満了から3箇月以内にこの支払をすることができる。

KG. 08 発明者

発明者の氏名及び住所は願書に記載しなければならないが、後の段階で提出してもよい。国内官庁は出願人に通知し、通知を出願人が受領した日から2箇月以内に発明者の氏名及び住所を提出するよう求める。

PCT Art. 28

KG. 09 出願の補正及びその時期

41

KPL Art. 22

出願人は自己の発意で、国内段階に入ってから2箇月以内であれば、手数料の支払を伴わずに自らの国際出願のいずれかの要素を訂正又は補充する権利を有する。ただし、その訂正又は補充によって、その変更された主題が最初に開示した発明又は実用新案の請求範囲を超えないことを条件とする。同期間の経過後は、この補充又は訂正は、所定の手数料を支払い、更に実体審査の結果の最終決定をする時までに限って行うことができる。

KG. 10 更新手数料

特許が付与された後、特許を有効とするためには継続（更新）手数料を支払わなければならない。最初の継続手数料は特許の付与手数料の支払と同時に行う。その後の手数料はすべて、手数料を支払うべき年度の開始前に支払う。支払は更に、対応する手数料の支払と同時に期間延長を申請することにより、最終日から6箇月以内であればすることができる。年金の額及び遅延支払の手数料の額は附属書KG. I に表示されている。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

KG. 11 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階において又は国内官庁に対して出願人が国際出願に関するいずれかの手続を行うための期間を徒過した場合、国内官庁は、出願人の請求により、正当な理由があれば同期間を延長できる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

KG. 12 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Art. 4(3)
43
PCT Rule 49bis.1
49bis.1(a), (b)
76.5

KG. 13 実用新案

出願人が国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

KG. 14 出願変更

出願人は、特許出願の公告前に、出願変更を請求することによって同出願を実用新案登録出願に変更できる。実用新案登録出願は、付与の決定がある前であればいつでも特許出願に変更できる。変更された出願は、元の出願の優先日を有する。

様 式（附属書K G. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 K G. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_kg.pdf